

個人情報保護に関する条例に基づく出資法人の指定

〔平成18年3月24日
兵庫県警察本部告示第250号〕

個人情報保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第63条に規定する法人として、次のものを定め、平成18年4月1日から適用する。

財団法人暴力団追放兵庫県民センター